

令和2年第1回臨時会

むかわ町議会会議録

令和2年 2月5日 開会

令和2年 2月5日 閉会

むかわ町議会

令和2年第1回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (2月5日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開義	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出事件の概要説明	6
報告第1号の上程、説明、質疑	8
報告第2号の上程、説明、質疑	12
報告第3号の上程、説明、質疑	13
報告第4号の上程、説明、質疑	14
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
閉議及び閉会	34
署名議員	35

むかわ町告示第62号

令和2年第1回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年1月31日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年2月5日（水）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第1号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)

報告第2号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

報告第3号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

報告第4号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

議 案

議案第1号 工事請負契約の変更に関する件

議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第1回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年2月5日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第1号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 6 報告第2号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 7 報告第3号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 8 報告第4号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 9 議案第1号 工事請負契約の変更に関する件
- 第10 議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員
7番	野	田	省一	議員	8番	三	倉	英規	議員

9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	上坂勇人	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課参事	飯田洋明
町民生活課主幹	菊池恵美	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	藤田浩樹
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参事	太田剛雄
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	松本洋
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	地域振興課長	石川英毅
地域振興課参事	田所隆	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課主幹	高木龍一郎	地域経済課主幹	西村和将

国民健康保険 穂別診療所 事務局長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	八 木 敏 彦	生涯学習課 主 幹	上 田 光 男
選挙管理委員 会事務局長	成 田 忠 則	農業委員 会事務局長	鎌 田 晃
農業委員 会支 局 長	高 木 龍一郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 巧	主 査	長谷山 美 香
---------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第1回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、東 千吉議員、2番、舞良喜久議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第100号のとおりですので、御了承願います。

◎町長提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、報告4件、議案2件でございます。

報告第1号 専決処分報告に関する件につきましては、令和元年9月17日に町道施設の不具合により発生した物損事故につきまして、地方自治法の規定により損害賠償の額を決定し、令和元年12月19日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第2号 専決処分報告に関する件につきましては、鶴川テニスコート外2災害復旧工事におきまして、工期を変更したため、令和元年12月23日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第3号 専決処分報告に関する件につきましては、普通河川似湾川災害復旧工事の設計変更が生じ、契約金額を変更したため、令和2年1月17日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第4号 専決処分報告に関する件につきましては、普通河川オサネップ川災害復旧工事その1において工期を変更したため、令和2年1月27日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

議案第1号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、普通河川1号沢川災害復旧工事の工期の変更につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）につきましては、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長提出事件の概要説明は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第1号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第1号 専決処分報告に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございます。令和元年9月17日、町内米原489番地付近の町道米原7号において、舗装陥没箇所があり、車両が通行した際にタイヤ及びホイールに損傷を与えたものであります。

過失割合につきましては相手方8に対し町側2で示談が成立しており、損害賠償の額は7万840円でございます。町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により全額支払われております。

損害賠償の相手方は記載内容のとおりでございます。

なお、舗装陥没箇所につきましては、速やかに解消を行っております。

本件につきましては、令和元年12月19日付をもって専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で報告第1号の説明を終了させていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 今の過失割合なんですけれども、2と8ということで、ちょっとこっちがあまり悪くないような感じで、その辺の過失割合の解釈の仕方をちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

実際、道路の陥没箇所につきましては、比較的道路の正面といたしますか、陰に隠れている

というところではなくて、比較的見やすい箇所にあったというところでもございます。また、損傷の度合いから見ますと、こちら保険会社さんの見立てというところにもあるんですが、ある程度スピード等も出ていたのではないかなというような予想もされるということで、過失割合がこのように決まったというような流れでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 内容的には分かりました。

ただ、毎年結構損害賠償で過失割合が出てくる例がありますが、何年か前も申し上げたんですが、そういう事故になるような場所とか、そういうところを町で見回っているとはいえ、分からないところも出てくると思うんですね。そこで、前に言ったのは、各町内会とか自治会長さん、そういう人たちも含めて、目にしたときにはすぐ町のほうに連絡してもらおうというような体制は整えてあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

道路管理者といたしまして、年に4回パトロール、安全パトロールは実施しております。その中で、今回の見落としの、なかなか見つけられない部分もあるんですが、実際、自治体、町内会の総会等で各町内会長さん等にそういう情報提供を数年前から投げかけておりまして、そういう情報があればすぐ現場確認いたしまして対応する形に一応なっております。

道路管理者といたしましても、今後とも十分そこら辺配慮いたしまして維持補修に関わっていきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、道路の管理状況の部分での関係で、実は、郵便局と協定を結んでおりまして、道路のそういった形状の変化だとか、あるいは不法投棄だとか、そういう異状が見られる場合については、協定に基づいて町のほうに情報を寄せていただくというふうなことでやってございます。

今回の案件については、郵便局からそういう通報はございませんでしたけれども、日頃からそういう異変があった場合について情報を寄せてもらうというふうな体制を組んでいるので、その点についても御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） これでは、関連で申し上げますが、この事故が起きたのはいつなのか。それと、今、総務課長が言われたとおり、そういう郵便局だとか、それから建設課長が言った自治体と本当に密に連絡が取っているのであればですよ、私は9月6日のような発災から、汐見4号と、それから米原地区については陥没していますよと、それから段差が出てきていますよという、町に報告しているわけですよ。にもかかわらず、これだけの事故が放置されていたと。だから、本当に郵便局だとか自治会長さんを通じて、そういう連携を取っていますという、本当の形だけなものなのか。本当に密に取っているのであれば、もっともっと郵便局なんて毎日走っているんですからね。分からないわけじゃないですよ。ただ、書面上だとか言葉上でそういうふうな体制を取っていますよというだけのことで、実際問題として本当にそれが履行されているかどうかということになると、私は相当疑問だと思うんですよ。

だから、この点について、この事故が発災から何日たって起きてくるのか、その辺りについてちょっと見解をお伺いします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、ただいま報告いたしました案件につきましての事故のあった日付ということで、そちらのほうお答えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、昨年、令和元年9月17日でございます。その日にこちらの事故があったということで報告を受けたところでございます。

〔「連携は本当にやっているのか」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 災害で影響があった道路の状況ということでございまして、郵便局さんについては連携協定という形で結ばさせていただいていると。やはり、気づいた点があったら町に随意の報告というか、そういう形になりますので、すべからく町道の状況について分かるかという、そこら辺はちょっと走っている郵便局の配達員の方々の見立て、何か異変感じたら通知をしていただくというようなことになっておりますので、全部が全部なかなか道路状況分かるかという、そこら辺はちょっと難しいのかなというふうに感じております。

ただ、やはり大きな事故につながらない形で情報寄せていただくということでございまして、今後においても、そういう点も含めてまた連絡を徹底してまいりたいというふうと考えております。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） あと、自治会、町内会の連携ということで、今までも連携した中で、要は情報提供していただいて、個人の情報提供もあるんですけども、やっているのが実態であります。

今後についても、年度当初の自治体、町内会の説明会等で文章で渡すなど、そういう形を取って徹底していきたいと思いますので、御理解していただければと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） さっき、ちょっと西主幹の答弁の中で、日程、私ちょっと聞き忘れていたのは申し訳ないです。

発災から10日以上たっているわけですよ。事故に遭ったときにね。私……

〔「去年」と言う人あり〕

○10番（津川 篤君） ああ、去年かい。去年。1年たって。

池田さんのところでしょう。米原道路の。あの沢のところの陥没したところでしょう。場所ちょっとチェックしてください。勘違いしているかもしれない。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの報告しました箇所につきましては、町道米原7号、ちょうどワーカムの会社のあります道路、つながる道路の、ワーカムの正面側の正門です、そちらの近くというふうな場所になります。

〔「そうしたら高速道路と並行して走っているところ」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ではないです。

〔「ワーカムに入る道路」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 国道側からワーカムに入っていく道路になります。そのワーカムの正門近くというふうな場所になります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） ちょっと関連して意見申し上げたいと思いますけれども。

この件については、これまでもずっと専決処分等で対応してきたかと思います。そういう中で、自治会あるいは郵便局との連携ということですけども、この箇所は直さなきゃならないという危険度、そういう判断を郵便局の局員あるいは自治会等で判断して町のほうに申し上げるとするのは、なかなか難しいんだろうなというところがあると思うんです。

年に4回パトロールしていると。これは委託しているわけですよね。業者にね。震災前も年に4回でした。震災後も年に4回と。相当、道路状況も震災前と震災後の状況は違うというふうに思っているんですけども、にもかかわらず、年に4回委託しているパトロールについては変わらない。もう少し、委託している、パトロールしている側としてはやっぱりプロですから、やっぱりプロは行政委託して判断して修理していくという方向に持っていくんですけども、やはり郵便局の局員だとか、自治会の会員だとかいっても、家の前の部分をちょっと陥没したから頼むというぐらいは判断できるんだろうけれども、なかなか郵便配達しながら道路がどうだという話になるかどうかというのは、非常に微妙だと思うんです。

だから、パトロールの、年4回のパトロールを回数増やすかどうか別にしても、やはりもう少し、やっぱりお金を払って委託しているわけでしょう。だから、そのところもうちょっとやっぱり密にしたほうがよろしいかなというふうに思うんですけども、その辺検討していただけますか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

自治会、そして郵便局等については、あくまでも情報提供ということで、完全に責任を投げているわけではないので、そういう情報があれば町職員が、うちの担当が現地に行って確認して判断するという方向で行っております。

そして、年4回の道路パトロール、河川パトロール、両方やっているんですが、それについては業者のほうのである程度判断の中でやっているんですけども、パトロールについても大体5月から10月ぐらい、冬期に入るまでの間にやっていますので、大体4回をやればある程度の情報というのはつかめるかなと考えて、その回数を設定しています。

ただ、今回みたいな件もありますんで、町、職員として、現場担当として現場はちょこちょこ回っておりますので、そういう分でも十分気をつけて、そういう情報収集に努めたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第6、報告第2号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第2号 専決処分報告に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、令和元年11月29日開催の令和元年むかわ町議会第6回臨時会におきまして議決をいただきました鶴川テニスコート外2災害復旧工事請負契約につきまして、設計変更に伴いまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年12月23日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、冬期間のアスファルト施工となり工事の一部を一時中止とし、その期間を加味し新たな工期に変更する必要性が生じたことから、工期延長としたものでございます。

変更の内容につきましては、契約に係る工期の終期について「令和2年2月29日」を「令和2年3月25日」に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第4号の規定に基づき、工期を1か月以内において延長することから、専決処分としたものでございます。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第7、報告第3号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第3号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本件は、令和元年7月29日開催の令和元年むかわ町議会第5回臨時会におきまして議決をいただきました普通河川似湾川災害復旧工事請負契約につきまして、設計変更に伴いまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年1月17日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、地形変化に伴う河川断面の変更や各工種における数量変更により、費用が必要となったものでございます。

契約の金額の事項中「5,594万4,000円」に36万5,000円を追加いたしまして、「5,630万9,000円」に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第4号の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲内での変更であるため、専決処分としたものでございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を終わります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第8、報告第4号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第4号 専決処分報告に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本件は、令和元年9月10日開催の令和元年むかわ町議会第3回定例会におきまして議決をいただきました普通河川オサネツ川災害復旧工事その1請負契約につきまして、設計変更に伴いまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年1月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、工事区域内の耕作者との協議により現地着手を遅らせる必要が生じたことから、工期延長としたものでございます。

変更の内容につきましては、議案資料、工期概要のうち工期「契約締結日の翌日から令和2年3月2日まで」を「契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで」に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第4号の規定に基づき、工期を1か月以内において延長することから、専決処分としたものでございます。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第1号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第1号 工事請負契約の変更に関する件につきまして

御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

本件は、令和元年7月29日開催の令和元年むかわ町議会第5回臨時会におきまして議決いただきました普通河川1号沢川災害復旧工事請負契約につきまして、工事区域隣接耕作者との協議の結果、現地着手を遅らせる必要が生じたことに併せ、他の災害復旧事業により従事者や機材確保が困難な場合が続き進捗が遅れたことから、工期を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、議案資料、工事概要の工期の事項中「令和元年8月5日から令和2年2月5日まで」を「令和元年8月5日から令和2年3月25日まで」に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第4号の規定に基づき、工期の延長が一月を超えるため専決処分事項とはならず、議決が必要となるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） この契約内容で、50日近くが延期になると。これ、入札の時点でそういうことが十分に考慮されて入札というものは行われているというふうに私どもは理解しているんですよ。この項の下の下段に書かれているような、こういう理由で工期を延ばすというのは、こういうことが予測されていなかったというふうに判断せざるを得ないと思うんですが、その点の見解についてはどうなんですか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 工事発注につきまして、工事ボリュームから工事の必要な期間という形を考えまして、また、あと現場条件を加味しまして、工期を設定して発注しているところでございます。

工事を発注していく中で、今回のこの現場におきましては、ちょっと下流の農家さんなん

ですが、川の水からレタスにちょっと水を取るに当たって、ちょっと濁水を流さないでという形の協議の結果の中で、部分的にそこは工事を一旦的にちょっと止めなきゃならないという事態が、ちょっと予想されない事態が発生しまして、また、進めていくんですが、河川護岸のブロックを使っていく形なんですけど、標準的なブロックは入手が割合可能になってくるんですけども、その当時、造っていた特殊なブロックという案件がちょっとこの現場にございまして、そうしますと、現在ちょっと生産があまり出回っていないので、製作に時間がかかるというところで、当初予想できなかった事態がちょっと生じてくる形でございまして、今回ちょっと工期の延長する形での設計変更の中身の提案という形となってございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今の説明だと、ここに書いてある説明内容とちょっとギャップが出ちゃうんですね。ここの説明だけでいうと、1つは耕作者との協議、これはレタスだということが分かりました。2つ目が、いわゆる機材、それから確保等の困難という、これがブロックということになるのかもしれないけれども、こういうことだけでいえば、工事契約上における契約代金等々の問題等々にも、これだけの期間の延長ということになれば関わってくる問題でもあるんですね。

だから、そういうふうなところはどのように工事契約上で業者との関係なんかを整理してやったのか。これ、前段の報告のように、11月なり12月の契約ということであれば別なんだけれども、これはもう今年の夏の段階からの契約でもあるんで、相当そういう点では期間が長くなっちゃっているんで、そこら辺のところの協議というのは、契約上どういうふうな手続としてなっていたんですか。説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 工事の設計変更の流れ等のちょっと説明をさせていただきたいかと思います。

工事を発注いたしまして、それで、いざ着手して工事が業者さんのほうで進めていく、また、町としては監督を進めていく形でございます。その中で、ちょっと現場と違う状況、または現場の進捗が早く収まる、遅く収まるといったときに、常に協議をしていく中で進めていっております。その進めていく中で、工事の設計に関する形、または工事の延長の進捗に関する形の、それを最終的に変更が生じた形におきましては、支出負担の行為者、最終的

には町長という形に、設計の内容が変わりますという形での上申を上げまして、そこで全部決済を取る形で、この工事の内容が変わってきますという形での意思決定をした中で、最終的に契約をして、契約の変更まで収まるという形でございます。

その理由の中で、時期がまた出てくる形でございます、それが進んでいった中で、まず冬期間のところでもちょっと水を使いたいという形での先ほどのレタスの話、またブロックの資材、またここで言ったときの従事者という形で、災害がちょっとうちだけで、ほかの3町もありますし、多岐にわたった災害復旧工事が今進んでいる中で労務者の確保という形も、労務者が来るときもあるんですけれども、予定どおり来ないときという形もありますので、そこで遅延が発生して予定どおり進まないという中で、ちょっと工事が少し予定どおり進んでいかないという形での業者からの打合せの中で、協議で最後はどこまで行くのという形で、今度その都度、また計算をしていった中で、最終的に工期の延長がここまでかかりますという形での上申を上げた中で、工事の設計変更を出すという形での手続を踏んでいる形でございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村委員。

○11番（北村 修君） いや、説明は分かったように思います。

ただ、疑問が残ります。1つは、昨年8月からの工事着工になっていて、その前からの契約、かなりロングな期間になっているんですね。その中で、いつ頃から、こういうのというのは大体もう早い、もう年内に、年前に、そういう状況というのは、今、言われたような内容というのは大体想像がつく、あるいは明らかになってきている問題だと思うんです。ですから、それがなぜここまで来て、こういう延ばしになっているのかという、もうちょっとそこを第1点、説明していただきたいのが一つ。

それから、こういうような場合に、今の場合の説明だと、業者側が、労務者の人たちが集まって、これは今、うちの町でいっぱい、各地でも出ているところで、ここが一番問題になってはいるんですけども、だからできないという形になっているということなんだとすると、これは、至って業者側ができない理由があって、こうなるよということになっちゃうんですけども、そうした場合に工事契約上の問題で、工事代金等々の問題、いろいろ取決めしていますよね。そういう中というのはどういう内容になって、どういう協議でなっているのか、ちょっと説明をお願いしたい。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど説明いたしました労務、そして資材等の部分、当初からある程度分かっていたら工期の設定の部分でも反映できるんですが、まずは標準工期を設定した中で発注しているところでもあります。その中で、今回、震災絡みということで、なかなか当初からそういう予測ができない状況、それと、あと業者からのそういう、業者との協議の中で、町として要は工期延長が必要だという判断の中で今回については設計変更いたしまして、工期延長いたしまして決定しているところでもあります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっとその回答は……

○議長（小坂利政君） マイク、マイク入れてください。

○11番（北村 修君） よろしくないかなというふうに思います。業者からの協議で変更ということになれば、当然、契約上の中で契約の金額、請負等々の金額等々の問題もこれは出ても不思議ではないようになるわけなんだよね。だから、そこら辺のところ、本当にちゃんとやっているのかという不安がくっついて回るんだけど、改めて、業者からの協議というけれども、業者から出れば、じゃ延ばしてあげましょうというふうになっちゃうの。そうではないんだろうと思うんですけども、そこら辺含めてもう一回お願いします。

○議長（小坂利政君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（小坂利政君） 会議を再開します。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 今回といいますか、標準的に建設工事発注しまして、そこで契約書結ぶ形なんですけど、その中で第23条で工期の変更方法ということで、甲、むかわ町と受注者、乙がお互い協議して決めるという形の条文でなっております。

工期の設計変更は、うちのほう、甲のほうのちょっと設計の内容の都合で延ばすときと、また、乙のほうからいろいろな諸条件におきまして協議を受けまして、その中では甲乙協議した中で、そこが理由の妥当性が認める形でいきますと、協議して工期を延ばすという形は、

これは町の工事にかかわらず国でも道でもやっていることでございます。契約書上は甲乙協議して、その協議の結果が整った中で工期を延長するという形の今回の提案をさせていただいておりますので、契約書上の条文では問題はないかと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

〔「変更あるの、金」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） すみません、説明漏れておりました。

請負代金額に関しましては、今回は変更、増減ございませんので、工期の延長の提案のみとなっておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） るる、今、御質問ございましたけれども、本来的には発注前にそういった現場条件、また地権者等の関係というのは当然ながら整理をして工事発注に臨むというのが一般的な話、特に、新設工事であれば、そういったところも説明会をしながらきちっと臨んでいくということが本筋でございますけれども、本件につきましては、災害復旧ということで早期発注、早期完成ということが至上命題というか、そういうようなシステムとなっております。そういったことから、現地とのすり合わせと申しますか、住民とのすり合わせも不十分な中での発注ということは否めていないのかなということでございます。

そういった中で、発注をしていく中で、どうしても工期の現場条件の中で工期の遅れが生じてくるということがございます。業者としては、工期内収めるべく様々な努力を、着手が遅れば乗り組む班編成を増やすとか、そういったところに対応していくということで協議をしていったところでありまして、冬期にかかってきて工事がかなりふくそう化してくるという中で、思った労務者の確保がままならないという中では、増やした班編成ということが予定どおりいかないというようなことも生じてきて、2月5日の工期を延ばさざるを得ないという最終的な協議に基づきまして、今回提案させてもらったということになってございます。

延長に係る経費の負担というのは、先ほど説明がありましたように、特段ないということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案件で提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,834万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

4ページの歳出より、御説明を申し上げます。

2款1項9目企画費、276番、ふるさと納税型恐竜レプリカ製作事業の331万5,000円につきましては、令和元年むかわ町議会第5回臨時会で御決定をいただきましたふるさと納税を利用したクラウドファンディングによりむかわ竜レプリカを製作するものですが、展示姿勢の変更の必要から製造委託料を544万5,000円追加するほか、寄附金額確定に伴う返礼品等の

経費精査により報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び収納業務委託料を合わせて213万円減額するものでございます。

なお、返礼品のうち、発掘体験ツアーなど今年度中の対応ができないものにつきましては、次年度に繰越しして執行しようとするものでございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

3ページを御覧いただきたいと思えます。

15款2項7目総務費道補助金390万円の追加につきましては、レプリカ製作費から寄附金充当の2分の1に地域づくり総合交付金を充てるものでございます。

17款1項1目寄附金につきましては、クラウドファンディングにより寄附金額確定により、既定予算との差額589万7,000円を計上するものでございます。

18款1項12目恐竜の卵基金繰入金につきましては、寄附金額の確定及び地域づくり総合交付金の充当により、既定予算額より648万2,000円を減額するものでございます。

議案書の11ページへお戻りください。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正でございます。

議案書の13ページを御覧いただきまして、第2表、繰越明許費補正につきましては、先ほど御説明させていただきましたふるさと納税型恐竜レプリカ製作事業における返礼対応のため、37万円を次年度へ繰り越すものでございます。

議案書14ページの第3表、債務負担行為補正につきましては、令和元年むかわ町議会第3回定例会におきまして、文京ハイツ及び末広団地C棟建設の実施設計に係る予算が可決され執行しているところでございますが、令和2年度当初予算で提案予定の文京ハイツ及び末広団地C棟整備につきましては、平成30年北海道胆振東部地震により家屋が被災したことにより、仮設住居に入居する住民の入居期限である10月末までに転居される必要があり、早期に施工する必要があることから、令和元年度第6回補正予算において債務負担行為の設定をし、年度中の入札、契約に向けた事務を執り進め、令和2年度当初からの施工を可能とするため追加するものでございます。

なお、事項は文京ハイツ整備事業、末広団地C棟整備事業とし、どちらも債務負担設定年度における支出はなく、新年度の4月1日以降に新年度予算による支出となることから、ゼロ町債と記載をしてございます。

議案説明資料1ページに文京ハイツ整備事業、3ページに末広団地C棟整備事業といたしまして、それぞれ施設概要、予定の整備事業工程、そして外観イメージ図をまとめておりま

すので、御覧いただきたいと思います。

以上で議案第2号の説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款、項、目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、事項別明細書の全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 説明書の4ページの歳出で、276のレプリカ製作事業なんですけれども、12月で75%のお金が集まったということは広報にも載っておりました。

当初の説明、2体目のレプリカの製造は1体目の型があるので、それよりも費用は安く済むというふうなお話がありました。しかし、委託料で544万5,000円増加になっているんですけれども、これはなぜなのかということについて伺います。

説明書だけですものね、議長。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） ただいまの委託料の増についてでございます。

当初予算は1,050万5,000円の金額でございましたが、今回、我々の設計では550万円の金額でございました。この内容といたしましては、現在は、国立科学博物館に出品したものは学術的な価値の非常に高い造りとなっております、今回はその姿勢を変更をしたいという、そういった内容での補正の提案でございます。

入札によりまして、当初予算より10万円が減となりまして、その減額分で544万5,000円の補正とさせていただいております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません、理解ができない。

要するに、別な形、姿勢というのは姿のことでしょう。要するに、同じものを造ると当初言っていましたよね。型を使って同じものを造ると。それなのに、それを変更して形の違うものを造ると。ということは、もともとのあった型は使えない、変えるところがあるから増やすんですよということなんだろう。だから、もうちょっと分かりやすく説明してください。

なぜ、その型を、同じ型で、私たちが説明聞いていたのは、1体ではあちこち貸していただきたいというところがあったら、そういう需要に応えたいから同じものを造ると言っていたのに、わざわざ500万以上もお金かけて姿形を変えたものを造るというのはどうしてなんですか。

○議長（小坂利政君） 櫻井恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 説明させていただきます。

今ある1体目は学術目的に造られています。外側にフレームがありまして、一つ一つの骨のレプリカをそこにはめ込むような形になっておりますので、一つ一つの骨を取り外して見ることができるようになっております。つまり、実物の代わりとして研究などの目的に使うことができる形で造られております。

今、予定しています2体目につきましては、展示を目的とした形として造り変えようとしています。フレームがレプリカの中を通過しておりまして、フレームが目立たない造りになっているものです。

こういった作り方を変えることによりまして、見学する場合にはフレームがあまり目立たずに見ることができるという造りになることが予想されます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） 若干補足をさせていただきたいと思います。

当初、補正のときにクラウドファンディングを利用して展示を、巡回用といいましょうか、全国からの御支援にお応えできるようにレプリカを展示して回るというような想定もあって、今回の2体目のレプリカを造ったわけなんですけれども、国立科学博物館での展示の経験を踏まえまして、今、櫻井館長が言われた学術目的のほうの展示方法、姿勢というのは当然あるんですが、やっぱり手間がかかる、一個一個レプリカがついているということは、鉄骨についているということは、運ぶときも全部1回外して、全部収納して、それなりの保管をしてから運ぶという大変手間がかかるということで、今後、いろんな展示の申込みにお応えするために、そういった作業を少しでも軽減して、そういう作業があるということは展示する側の経費負担もありますので、少しでもそういった部分を軽減しながら形を変えて、それと同じものではなくて2体違う形を造ったほうがいろんな用途、例えば展示スペースの問題で、高さの問題ですとか、幅の問題ですとか、そういったものにも応えられるように、現在のものは、本来3.8メートルの体高があるんですが、若干動きの姿勢で低くなっているという部

分があります。そうじゃなくて、もうちょっと高さをもっと実感できるような、それに近いものを造るとか、そういったことも含めまして、現在のあるものと若干姿勢を変更して、なおかつそういった効率的なものを造るということで設計変更をさせていただくというような形での御提案となっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 例えば、いろんなところから貸してください、展示させてくださいとかと来てほしいですけども、そういったときに、例えば今回造るものと最初に造ったものの何か違いみたいな、扱い方の違いだとか、そういうふうなことも考えているということなんでしょうかね。何か、ごめんなさいね、ぴんとこなくて。組立てだとか、そういう移送だとか、そういうものに1体目の場合はとても時間も手間も費用もかかるというのは聞いていましたけれども、じゃ、今おっしゃったように、かからないようにすると、それでいろんな目的があって2体目を造るということだと思えるんですけども、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。

具体的なことで申し上げますと、例えば、現地に、依頼があったところに持って行って組み立てる作業として、5人の人間で2日間、単純に言うとかかるんですよ。形を造るまでに。それが今回のものだとすると、1日程度で組み上げることができると。これは、撤収にも同じようなことが言えるんですけども、それからトラックも、運ぶものが現在のものと10トントラック1台がかかるので、7箱の分量になるんですけども、これが5箱の分量になって8トントラック1台で済むと。

そういったふうに、いろんな経費が効率化になるので、よりいろんな展示会場に持っていくことができると。この辺は全て展示する側、依頼者側のほうの負担になりますので、そういった部分も含めて考慮したと。

それから、もう一つ、実際、先ほども申し上げましたけれども、国立科学博物館の展示のときに、ジョイントの部分がちょっとした、何ていうんですかね、具合でねじが曲がってしまったりだとか、重たいものですから、なかなかいろんな問題でレプリカ自体が傷むとか、鉄骨自体が傷んだりということがございます。それが今回はよりスマートな形でなりますので、そういった部分でもレプリカ自体の耐久性も長もちするというようなちょっと助言もあったりとか、そういったことをいろいろ含めて今回の設計変更ということになってござ

いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この際ですから、一つだけ伺っておきたいと思うんですが、この議案書の14ページ、いわゆる文京ハイツ、団地の債務負担行為……

○議長（小坂利政君） 北村議員、そこ入っていませんから、まだ。

〔「入っていないの。全部じゃないの」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 全部じゃない。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり11ページから14ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 失礼しました。

○議長（小坂利政君） マイク入れてください。

○11番（北村 修君） 債務負担行為に関わってちょっと質問をしておきたいと思うんですが、けれども、災害に関わって住宅整備をするという本町の大きな2つの柱なんですけど、ここで、いわゆる国庫支出金については、通常分、それから住宅分等々あるんですが、この100分の45、3分の2というのがどういう形になるのか、もうちょっと詳しく説明お願いしたいというのが1つあるんですが、いわゆる災害という形の中で、当初、町長も相当努力をされながら要請もし、我々もそういう願いをしておったんですが、結局のところは、今回このようになって、胆振東部に関しては、その後、この災害公営住宅についてはあまり前進は、国・道にはないと、なかったかなと言わざるを得ないということで我々は捉えていく必要があるのかなという気がしているんですが、そこら辺の実態を踏まえて、ひとつ内容を明らかにしていただきたいというのが1つです。

それから、文京ハイツについては町債の部分は過疎債ということになります。それから、団地については、これは末広団地については公住債という形になっているんですが、こういふことと言えば、その中身的に、返還等々に関わってのその差というのはどういう状況になっていくか、改めて明らかにしておいてほしいなというふうに思います。2つです。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 私のほうから、災害公営住宅の部分についてお答えしたいと思えます。

末広団地の鉄筋コンクリート造3階建ての18戸なんですけれども、昨年12月に災害公営住宅の査定を受けまして、災害公営住宅8戸対象になってございます。当初、厚真町が200戸以上になりまして災害公営住宅の対象になったんですけれども、北海道としまして最終的に500戸を超えたことによりまして、本町も対象になりました。この対象になった部分から全壊世帯で公営住宅に入りたいという方を抽出したところ、8戸が対象になりましたので、ここが12月の査定で認められまして、18戸中8戸が災害公営住宅の対象になりまして、事業費もこの8戸分が3分の2の補助を受けられるようになったところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、財源の一部として考えております起債の部分につきまして、お答えをさせていただこうかなと思えます。

今回、文京ハイツにつきましては、過疎債を充当したいというふうな考えでございます。当初、こちらにつきましても公営住宅債ということでもちょっと考えてはいたんですが、事業の中身等を精査いたしますと、恐らく過疎債の内容で持っていけるのではないかとということで、ちょっと考えての御提案という形でございます。

公営住宅債でありますと、こちらのほう交付税での町に対するバックというものがないということで、あくまでもやはりこちらのほうにつきましては、後の有利な形になるというような形で過疎債が充当できるのではないかとということで、文京ハイツにつきましては過疎債を充てるというような考えでございます。

また、末広団地につきましては、こちらにつきましてはもう完全な公営住宅というような扱いになりますので、過疎債充当はできないというような内容でございますので、これまでの住宅整備と同じように公営住宅債を充てるというような考えでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに。

11番。

○11番（北村 修君） 1つは、災害住宅査定になったというのはよかったんだろうと思うんですけども、なぜ12戸中8戸という形に割り出されたのか、もう一回その辺の内容を、せ

めて、僅かうちの町でいえば12戸なんだから、このところぐらいはあってもよかったんじゃないかというふうに思うし、そういう、その後もそういう努力をしなければいかんのだろうというふうに思っておりますが、そういうものも含めてお願いしたいというふうに思います。

それから、改めて、過疎債の場合のと、それから公住債の場合の負担の状況というのは、ちょっと大まかにでも分かれば教えてもらいたいのと、今の主幹の説明だと、過疎債でいけるのではないかというふうにありましたけれども、やはりこれでいかないと文京ハイツ、いわゆる町営住宅としてのそういう臨機応変な役割というのはなかなか難しいというふうになっちゃうと思うんで、そこら辺の見通し等々含めてもう一回お願いします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 災害公営住宅の部分ですけれども、文京ハイツじゃなくて、末広団地の18戸のうち8戸となつてございますので、この8戸というのは全壊の世帯が対象になりますので、半壊で仮設住宅に入っている方は、この災害公営住宅の対象になりませんので、そういった部分でいろんな部分を加味しまして、8戸という形になりました。町としましては、18戸全部を災害公営住宅に認めてもらいたいという気持ちはありますけれども、事業の中身として半壊の世帯が入りませんので、全壊の世帯でなおかつ公住を希望されている方ということで、8戸という形になったところでございます。

また、災害公営住宅に限りませんが、公営住宅の起債の部分につきましては、基本的には後年度の部分で家賃で支払っていくというような形が公営住宅債になっていますので、この部分が文京ハイツの部分で過疎債を充てられるということになりますと、後年度の負担が戻ってくるという形になりますので、その辺を含めますと、文京ハイツについては過疎債を充てた方が有利であろうという形です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 今のことも含めて関連して質問したいんですが、災害公営住宅が8戸ということで、これに関しては、住宅料に関して今後どのようにっていくのか。それと、半壊の人を含めて、それでも入りたいという人も、例えば住宅料はどうなっていくのか。もう一つは、みなし仮設も今年の10月で終わるわけですけれども、その後の住宅料についても、今までアナウンスあったのかなと思うんですけれども、ちょっとその3点確認させてください。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、末広団地の災害公営住宅、そして、それと末広団地の半壊として入る場合と、それとみなし住宅という3パターンの部分の家賃の部分を質問されたと思うんですが、あくまでも公営住宅という扱いで考えていますので、公営住宅法で定める家賃設定、応能応益家賃、収入、そしていろんな条件によって家賃が設定されます。その部分で考えているところであり、通常の公営住宅の料金と同じという、そういう考えで考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 全壊の方も、そうしたら新たに入る場合も、通常の家賃設定という考え方なんですかね。今の答えだと。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 災害公営住宅に関しましては、災害公営住宅に対象になっている部分の方については、5年間だけ3分の2という軽減が受けられるような形になっています。ただ、半壊で公営住宅に入る場合は、通常の家賃という形になります。

〔「みなしは」と言う人あり〕

○総務企画課参事（大塚治樹君） みなしは、基本的に期限が2年ですので、その後公営住宅にそのまま入る方に関しましては、基本的には公営住宅と同じ扱いになります。ですから、公営住宅の家賃設定で応能応益家賃という形になるかと考えています。

○議長（小坂利政君） 7番、いいですか。

○7番（野田省一君） はい。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 関連なんですけど、住宅料がどうなるかということを知りたいんですけども、スケジュール表も出ていますけれども、やはり幾らで入れるのかということが一番の関心事ですよ。私もお尋ねすると、まだはっきりとは決められないでいるという人も結構いますので、そちらに要望したとしても、まだ心の中では決められないでいるという人もいます。やはり家賃が幾らになるのかということが一番気になっていると思うんですけども、いつ頃家賃の提示ができるのか。もちろん、仮設に入っている方々に説明会もしなければなりませんし、その辺のところはちょっとここに書いていないんですけども

も、いつ頃になって、今、分かっているんですけど知りたいたいですけれども、いつ頃になるのか。

それから、末広団地で全て2LDKなんですよね。これが3LDKというのが聞き取り調査の中で必要がないということでそう造らなかったのか。今後も必要に、入らない人がいたら、当然一般の住民も入っていけるような住宅になると思うんですけども、その場合に3LDKがないというのはちょっと大丈夫なのかなという心配もあるんですけども、この2LDKだけにしたという事情もお知らせください。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） まず、家賃の部分についてお答えいたします。

今現在、文京ハイツ、そして末広団地につきましては実施設計中で、3月末に成果として上がっていくところであります。その中で、公営住宅については、先ほどお話しした応能応益家賃ということで設定、そして、文京ハイツについては定住促進住宅ということで、その部分については町として家賃を設定しまして、今の予定としましては、5月前後をもって住民説明会の中でそこら辺の家賃も公表して、皆様の方向性を決定できるように詰めていきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、間取りの関係のちょっと説明をしたいかと思えます。

末広団地のC棟なんですけど、これまで末広団地はA棟、B棟造ってきておまして、1階が1LDK、2階が2LDKというちょっと造り方で、割合、单身の方とか家族の少ない方というような形のイメージで造ってきたんですが、今回造るに当たりましては、全部2LDKで同じ間取りにしようという形のコンセプトの中で末広団地の建設を進めた、今は設計進めている状況でございます。また、3LDKの需要という形もあるんですが、文京ハイツのほうにて3LDK、広めの住宅を3戸用意する形でございますので、広い型の住宅を希望の方は、文京ハイツのほうの入居の希望をしていただければという形でちょっと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かったんですが、文京ハイツ、町の町営住宅になりますよね。それ、家賃の設定は町が決めることができるというふうにおっしゃっていますけれども、じゃ、ここの部分の家賃設定の基礎となる考え方というのはあると思うんですけども、例えば今

まで震災に遭う前に入っていた、設定されていた金額、家賃ってありますよね。そこと変わらない形で設定できるのかどうか。例えば、変化する、普通公営住宅なんか建てると基本的にもうかかる金額が違いますから、家賃も変わってき、当然上がっていきますよね。だから、そうじゃなくて、町が決められる家賃設定というのは、震災前と変わらない家賃でできるのかどうか、そう思っていていいのかどうかということなんですけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 今、文京ハイツの家賃設定ということで御質問受けたんですが、今時点では料金の部分で確定しているわけじゃないので、明確な回答はできないです。

ただ、一般論といたしまして、近傍の住宅の家賃、そして町の特公賃やみなし特公賃等の、要は箱家賃の設定もあります。そういう部分も要は関与して、そして住宅の建設費もこれからある程度明細の部分も出てきますんで、そういう部分も関与して、関連して最終的に決定していきたいと考えています。あくまでも、いろんなバランスの中で設定したいと考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 先ほどの続きなんですけれども、ちょっとすぐ質問というか、考えられなかったんですが、完全に全壊されて災害住宅に入る方は3分の2と。穂別地区のほうではみなし住宅、みなし仮設で入居されている方が何名かいると思うんですが、そこに関して、全壊で入られている方がみなし仮設に入って、また住宅料そのままというのもこれちょっと不公平感というか、あるんでないのかなというふうに考えるんですけれども、今後そこら辺の考え方というのは持たないんでしょうか。検討する余地は必要ではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） そこはちょっと我々想定していないところだったんですけれども、条件等を整理しながら、バランスが崩れないような形で、ちょっとその辺については検討してまいりたいというふうに思っていますので、今後の課題として捉えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今の住宅の整備事業関係でございますけれども、この2つの住宅の整備事業、工事の終期は、終期というか、引渡日なんていうのはどういうふうな形になってい

るのか、まずお伺いしたいのが1点です。

それから、先ほど野田議員さんのほうからも話ありました穂別地区のほうで全壊になって家がなくなった人等についての、この団地のほうのところの災害公営住宅関係のほうには加味はされていないのではないかというふうに思っておりますし、穂別のほうで、じゃ、ということでこの団地のほうに、そういうことで入ることが可能なかどうかというのが1点です。

それから、全壊になって家を解体をして、住むところがないので、町外の身内のところに身を寄せている、そういう人たちがもし希望で町内に戻ってきたいというときの体制については、どういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、両団地におきます工期の話をしたいかと思います。

末広団地、文京ハイツの整備に当たりまして、まず仮設住宅の入居期限が10月の末という形で考えておりまして、全体の工事としましては駐車場とかの整備ありますので、ちょっと12月までというのは考えるんですが、部分引渡しという形で、入居できる、居住の箇所ですね、そこは10月末まで完成するという形の見込みでの工事発注を考えております。そこで、居住のほうは10月末まで完成させて引っ越しという形を考えて、現在進めようかと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 穂別地区から鶴川地区のほうにというお話だったかと思うんですけども、この分につきましては、町長が聞き取りした部分もありますし、私どもの聞き取りした部分では、そういったニーズはないというふうに考えていますので、基本的にはそういう方はいらっしゃらないんじゃないかなと思っていますけれども、公営住宅にそのままお住まいになれる方は、そのままお住まいになる形で考えていますし、所得要件で公営住宅を入れない方も中に数名いらっしゃると思いますので、この辺は再度聞き取り等しながらニーズを確実にしていきたいなというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 仁和でもみなし仮設住宅ということで入っている人がいると思うんですけども、なるべく早い段階で意向等について聞き取りをお願いしたいと思います。

既に、実は私のほうにも、今後どうなるんでしょうというふうに連絡来て、今日、実は役場のほうの担当のほうにその辺を聞きに行きたいというふうに思っておりましたので、その辺について、仁和の仮設、みなしのことについて、今後私たちどうしようということを行っている人がおりますから、そこはやっぱり不安なく何とか前に安心できるような対応をしていただきたい、そういうふうに思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 生活の再建という部分でのお話かと思えますけれども、公営住宅、今、建設をし、文京ハイツも建設をしているという中で、今後、住まいの確保の部分について、やはり早い時期に、今、仮設に入っておられる方に聞き取りする必要があるんだろうというふうに思います。住宅料の問題もありますけれども、まずはどういったお考えなのかというようなところは一定程度、先ほど大塚のほうからも答えたとおり、聞き取りはしているものの、その後の状況の変化というのものもあるだろうというふうに思いますので、年度明け早々に、その辺は改めて穂別地区、鶴川地区の方々に聞き取りをさせていただいた上で、今後のお住まいの確保をどうしようかというようなところも含めて確保していきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時30分